

大玉村耐震改修促進計画

[令和3～12年度]



令和3年度

大玉村

目 次

- 第1 計画の概要
 - 1 住宅・建築物の耐震化の必要性
 - 2 計画見直しの必要性
 - 3 本計画の目的・位置付け
 - 4 計画期間
 - 5 耐震化を図る建築物

- 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 1 想定される地震の規模、被害の状況
 - 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

- 第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
 - 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針
 - 2 耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための支援策
 - 3 耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための環境整備
 - 4 地震への建築物の総合的な安全対策
 - 5 優先的に耐震化すべき建築物の指定

- 第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
 - 1 ハザードマップの作成・公表
 - 2 相談体制の整備
 - 3 パンフレット等の活用
 - 4 地域、関係部局等との連携

- 第5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
 - 1 福島県及び関係団体との連携
 - 2 その他

第1 計画の概要

1 住宅・建築物の耐震化の必要性

我が国は、世界有数の地震大国と言われ、首都直下型地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されています。福島県周辺では、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されおり、地震災害への対策が重要な課題となっています。

平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード7.3、最大震度7となる都市直下型地震であり、6,434人の尊い生命が奪われました。この地震による直接的な死亡数の9割が住宅・建築物の倒壊等に起因しており、その多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に不適合（以下「旧耐震基準」という。）の建物でした。また、倒壊した建築物は道路をふさぎ、避難や救助活動の妨げになり被害を拡大させました。

さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0、最大震度6強以上を観測し、人的被害は死者・行方不明者合わせて約2万2千人となり、自然災害としては戦後最大の人命が失われるなどの甚大な被害をもたらしました。

その後も熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）、福島県沖地震（令和3年2月）に続き、令和4年3月16日にも福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、最大震度6強の地震が発生するなど大規模地震は頻発しており、地震による建物被害は絶えず、その都度人命を危機にさらしています。

このように、いつ何時に発生してもおかしくない大規模地震の被害から、可能な限り被害を軽減できるよう、平時から備えていくことは極めて重要であり、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めることが求められています。

以上のことから、本村においても、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進していくことは、大地震による建物の倒壊等から村民の生命や財産を守るため必要不可欠です。

2 計画見直しの必要性

本村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成20年3月に「大玉村耐震改修促進計画」を策定し、目標へ向け耐震化に取り組んできました。

しかし、東日本大震災による被害や社会情勢等の変化に対応するための法改正（平成25年5月）、福島県耐震改修促進計画の改定（令和3年12月）及び大玉村地域防災計画が改訂（令和3年3月）されたことから、これらの計画との整合性を図り、更なる耐震化促進の取組を強化するため、本計画の改定を行います。

3 本計画の目的・位置付け

本計画は、村内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊等の被害から、村民の生命や財産を守ることを目的とします。

計画策定については、国の基本方針、福島県耐震改修促進計画及び大玉村地域防災計画の内容を踏まえることとします。

4 計画期間

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

5 耐震化を図る建築物

本計画では、建築物の用途、規模、構造、建設年度等や災害時における影響等を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、以下に示すもので旧耐震基準により建設された建築物を対象とします。

(1) 住宅

住宅は、村民の生活拠点であり、村内で最も多く占める建築物でもあることから、生命や財産の保護をはじめ、減災の観点からも重要性は高いため、重点的に村内全域の住宅は耐震化を促進します。

(2) 多数の者が利用する建築物

法に基づく特定建築物に該当しない規模で多数の者が利用する建築物のうち、以下に該当するもの

・避難施設（被災住民の避難場所としての期待を担う施設）…公民館、集会所、社会福祉施設など

(3) 特定建築物

法14条1号に規定する建築物（不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物）

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震規模、被害の状況

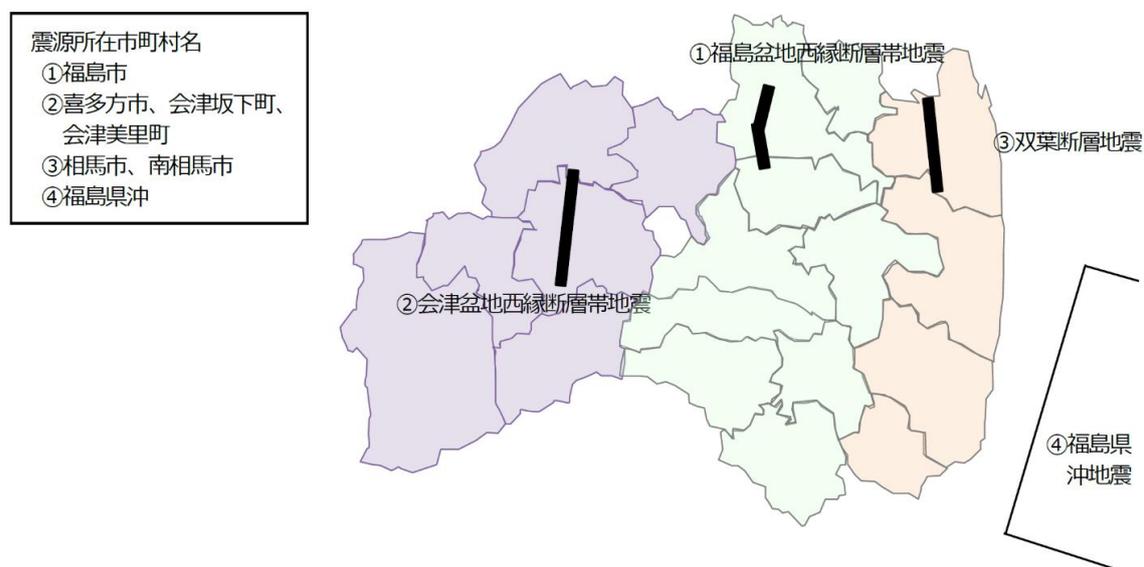
福島県地域防災計画では、「福島盆地西縁断層帯地震」の本村における想定震度を、震度6弱以上と見込んでおり、本村に最も大きな影響を及ぼす地震として想定されています。また、「会津盆地西縁断層帯地震」、「双葉断層帯地震」、「福島県沖地震」の本村における想定地震を、震度5弱以上と見込んでいます。

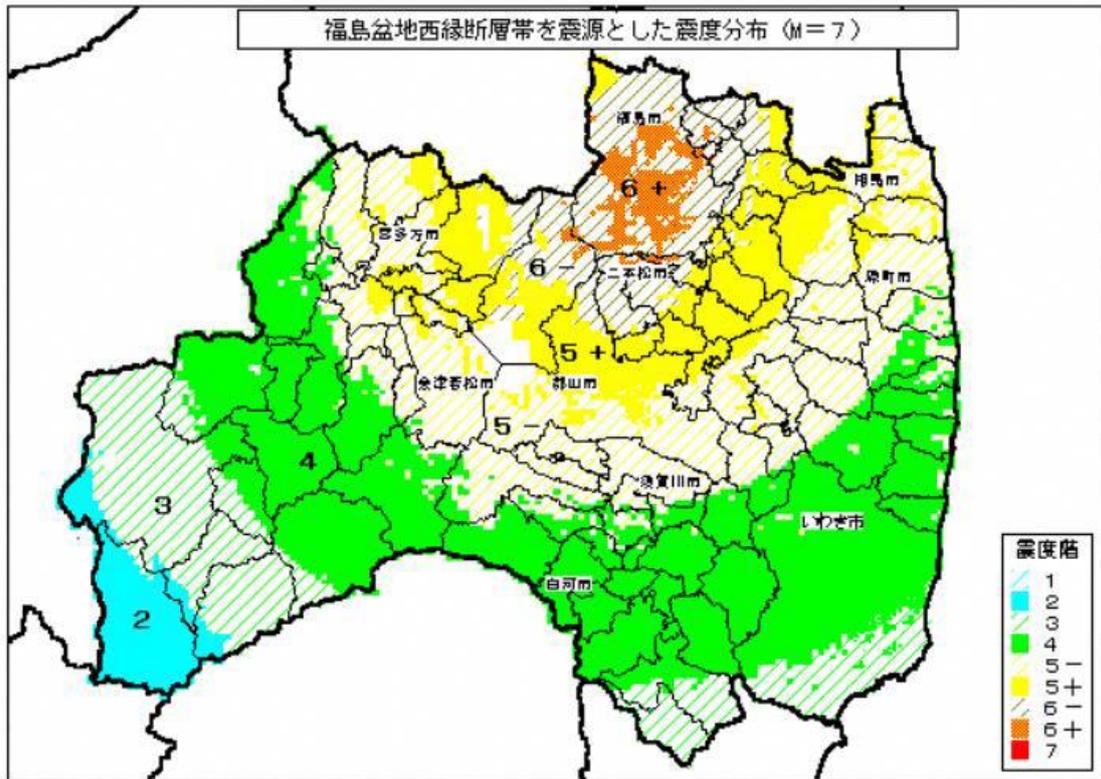
下表及び下図に定量被害想定結果（地震規模・被害の状況）の概要及び想定地震の位置を示します。

表1 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編）

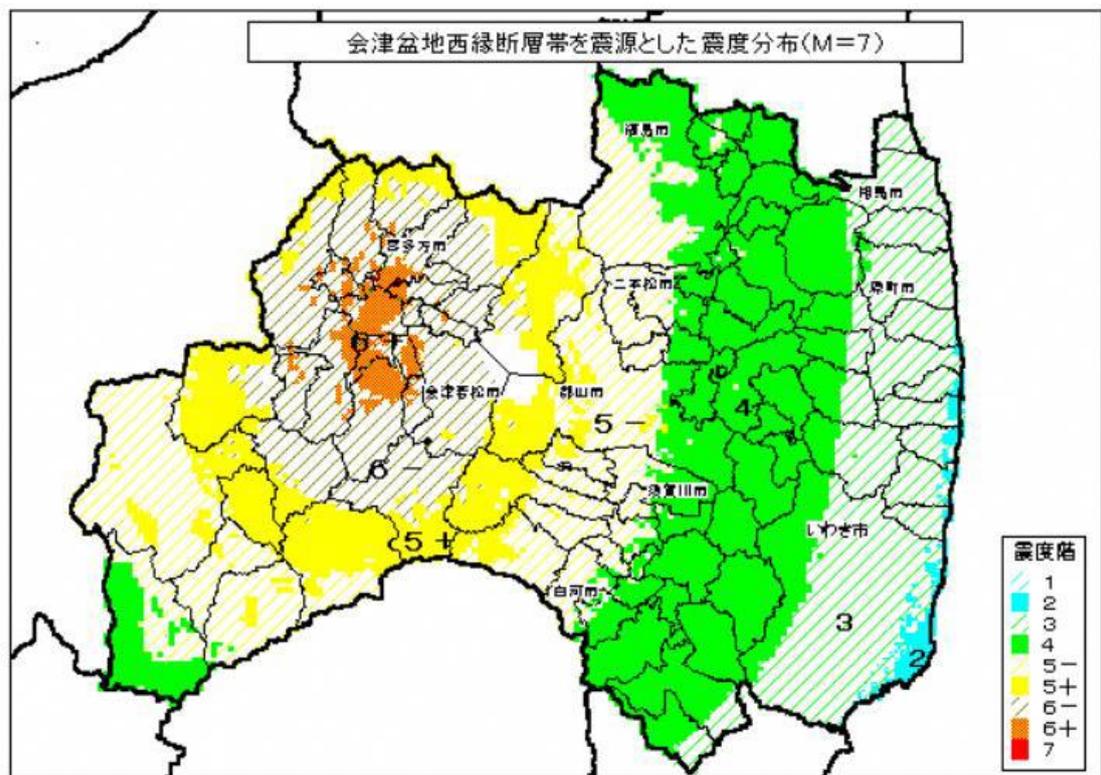
想定区分	福島盆地西縁断層帯	会津盆地西縁断層帯	双葉断層帯	福島県沖
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306棟	11,031棟	7,723棟	4,733棟
非木造倒壊棟	497棟	342棟	217棟	158棟
死者(夜/昼)	840人/327人	749人/278人	553人/203人	346人/131人
負傷者(夜/昼)	4,323人/4,343人	4,604人/4,476人	2,908人/2,948人	1,632人/1,661人
避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人

図1 想定地震の位置（福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編）



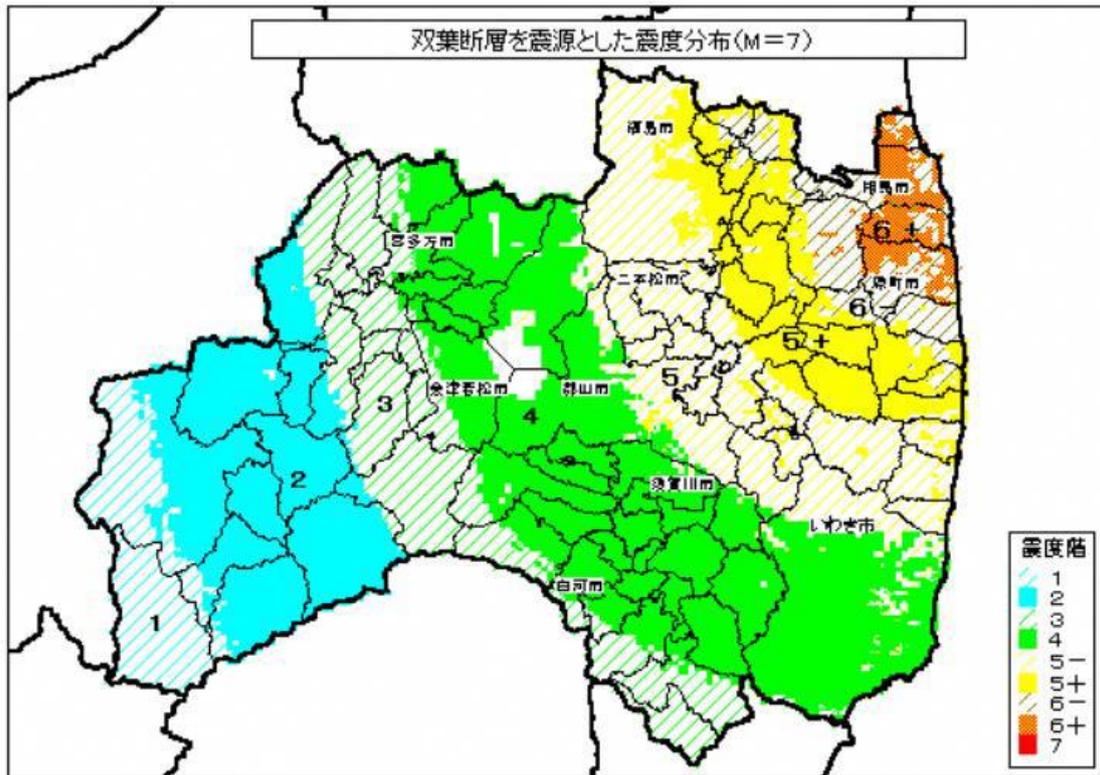


① 福島盆地西縁断層帯地震の想定

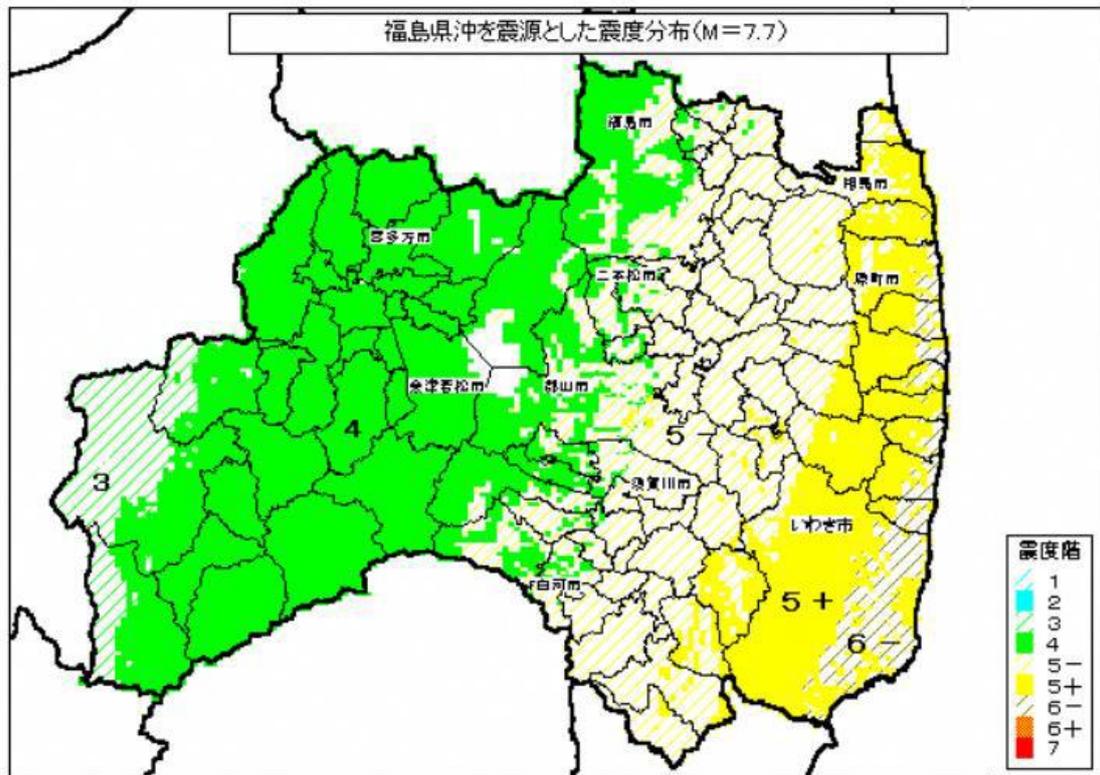


② 会津盆地西縁断層帯地震の想定

図2 想定地震による市町村別最大震度分布図
(福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編)



③ 双葉断層帯地震の想定



④ 福島県沖地震の想定

図2 想定地震による市町村別最大震度分布図
(福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編)

2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

(1) 住宅

令和4年1月1日時点の固定資産の価格等の概要調書によると、本村の住宅耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅3,589戸のうち、耐震性がある住宅は3,049戸で耐震化率は85.0%です。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、令和7年度末までに耐震化率95%とし、令和12年度末までにおおむね解消することを目標とします。

表2 住宅の耐震化の現状

区分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年 以前の住宅②		住宅数 ④ (①+②)	耐震性能有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化 率 ⑤/④	耐震化率の 中間目標値 (R7年度)	耐震化率の 最終目標値 (R12年度)
		耐震性有③						
木造	2,373	1,057		3,430	2,895	84.4%	—	—
		522						
非木造	131	28		159	154	96.9%	—	—
		23						
合計	2,504	1,085		3,589	3,049	85.0%	95%	概ね解消
		545						

※基礎数値について、本村は住宅・土地統計調査対象外(人口15,000人以上が対象)であるため、固定資産の価格等の概要調査の数値を採用した。

※建築年代不詳戸数は、昭和56年以降と昭和55年以前の実施戸数の割合で按分した。

※③については、福島県における住宅・土地統計調査結果を基に算出した。

(2) 多数の者が利用する建築物

本村には、法に基づく特定建築物に該当しない規模で多数の者が利用する建築物のうち、旧耐震基準により建設された建築物は1棟(大山公民館)存在します。

大山公民館については、令和7年度までに耐震化を図っていきます。

(3) 特定建築物

本村には、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する「学校、体育館、集会場、事務所、ホテル・旅館、福祉施設、工場、飲食店等」の用途で一定規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)は9棟存在します。このうち5棟は旧耐震基準の建築物(特定既存耐震不適格建築物)でしたが、うち1棟は建替えられ、4棟は耐震補強工事が完了しています。

法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物はありません。

また、法第14条第3号に規定する、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物についても、本村には該当ありません。

表3 特定建築物 用途及び規模要件一覧表

法	政令第6条第2項	用途	法第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の指導・助言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建築物	
法第14条第1号―特定建築物―	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	第3号	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場等を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上	—		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
法第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が階道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	—	

表4 特定建築物の耐震化状況（単位：棟）

区分	昭和56年6月以降の建築物①	昭和56年5月以前の建築物②		建築物数 ④(①+②)	耐震性有建築物数 ⑤(①+③)	耐震化率(%) ⑤/④
		耐震性有③				
法第14条第1号	4	5		9	9	100
		5				
法第14条第2号	0	0		0	0	—
		0				
法第14条第3号	0	0		0	0	—
		0				
合計	4	5		9	9	100
		5				

表5 用途別特定建築物の状況（単位：棟）

	公共建築物	民間建築物
特定建築物(法第14条第1号)	7	2
防災拠点施設(庁舎、公益上必要な施設)	—	—
避難施設(学校、体育館)	7	—
緊急医療施設(病院、診療所等)	—	—
不特定多数が利用する施設(ホテル・旅館、遊技場、銀行等)	—	1
多数が利用する施設(賃貸住宅、事務所等)	—	1

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じます。

2 耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための支援策

村民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

村は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合の費用の一部を負担するために、「大玉村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」を平成19年に施行しました。

また、木造住宅の所有者が耐震改修を行う場合の費用の一部を負担するため、「大玉村木造住宅耐震改修支援事業実施要綱」を平成20年度に施行しました。

さらに、平成30年6月に発生した大阪北部地震を機に「大玉村ブロック塀等撤去改善支援事業補助金交付要綱」（平成30年10月）を、令和3年2月に発生した福島県沖地震を機に「大玉村住宅屋根改修支援事業補助金交付要綱」（令和3年6月）を施行しました。

なお、耐震改修支援事業については、耐震基準を満たさない避難路沿線等に存する木造住宅の現地建替えを補助対象にするため、要綱改定を検討していきます。

表6 木造住宅等耐震関連事業概要（令和3年度時点）

対象工事等	補助要件	事業内容	補助率、補助金額等
耐震診断	旧耐震基準木造住宅	耐震診断者派遣	自己負担額6,250円～7,300円
耐震改修	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない木造住宅	耐震改修工事費の一部を補助	対象工事費の4/5 一般改修工事：最大100万円 簡易・部分改修工事：最大60万円
ブロック塀改修	道路、公共用地に面するブロック	撤去、改修費用の一部を補助	対象工事費の1/2 撤去：最大10万円 改修：最大5万円
屋根改修	令和3年福島県沖地震により被害を受けた住宅の瓦屋根	屋根全面改修費用の一部を補助	対象工事費の23% 最大55.2万円

3 耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための環境整備

村民が円滑に住宅・建築物の耐震化を進められるよう必要な環境を整備します。

耐震性が不足する住宅の所有者からの相談対応を強化していくとともに、耐震改修を名目とした悪質な詐欺被害が後を絶たないことも踏まえ、村民が安心して耐震改修事業を実施できるよう、福島県や関係団体等と連携しながら、必要な普及啓発に取り組んでいきます。

(1) 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

(2) 建築関係団体との連携

福島県耐震化・リフォーム等推進協議会などに積極的に参画しながら、村民が安心して耐震改修を実施できるよう、行政と建築関係団体との連携を図っていきます。

(3) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・実行

木造住宅耐震化を一層促進し、村民の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を令和3年3月に策定しました。以下の事項について、取組目標を年度ごとに設定し、進捗状況を把握・検証・公表し、実行していくことで対策を進めます。

- ① 耐震診断、耐震改修の費用の一部を補助する。
- ② 旧耐震基準住宅の所有者へ耐震関連のパンフレットの配布を行う。
- ③ 希望者には、個別に訪問して説明する。
- ④ 耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示する。
- ⑤ 耐震診断を実施後、耐震改修未実施者にダイレクトメール等で耐震化を促す。
- ⑥ 村内の建築士及び工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力の向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかける。
- ⑦ 耐震改修事業者リストを村ホームページに掲載する。
- ⑧ 耐震化に関する情報をホームページに掲載する。
- ⑨ 村主催のイベント等でパネル展示を実施する。



【耐震診断及び耐震改修等の啓発用パネル（例）】

4 地震への建築物の総合的な安全対策

(1) 事前の対策

過去の大規模地震の被害状況から、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦・窓ガラス・天井・外壁など非構造部材の脱落防止、エレベーター閉じ込め防止対策の必要性が指摘されています。このため、村では福島県と連携し、被害の発生する恐れのある建築物の把握に努めるとともに、対象となる建物の所有者へ必要な対策を講じるよう促していきます。



【ブロック塀倒壊状況】



【屋根瓦の被害状況】

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定が必要な場合は、村が判定実施本部を設置し、福島県へ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士の派遣要請や受け入れなど必要な措置を講じます。

また、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備について検討し、さらには、福島県や関係団体等と連携し、被災者が被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受け入れられるよう、体制整備に努めます。

5 優先的に耐震化すべき建築物の指定

(1) 優先的に耐震化すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・地震が発生した場合において災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・木造住宅

(2) 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、福島県地域防災計画で指定されている緊急輸送路及び大玉村地域防災計画で定める緊急輸送路または避難路の沿線とします。

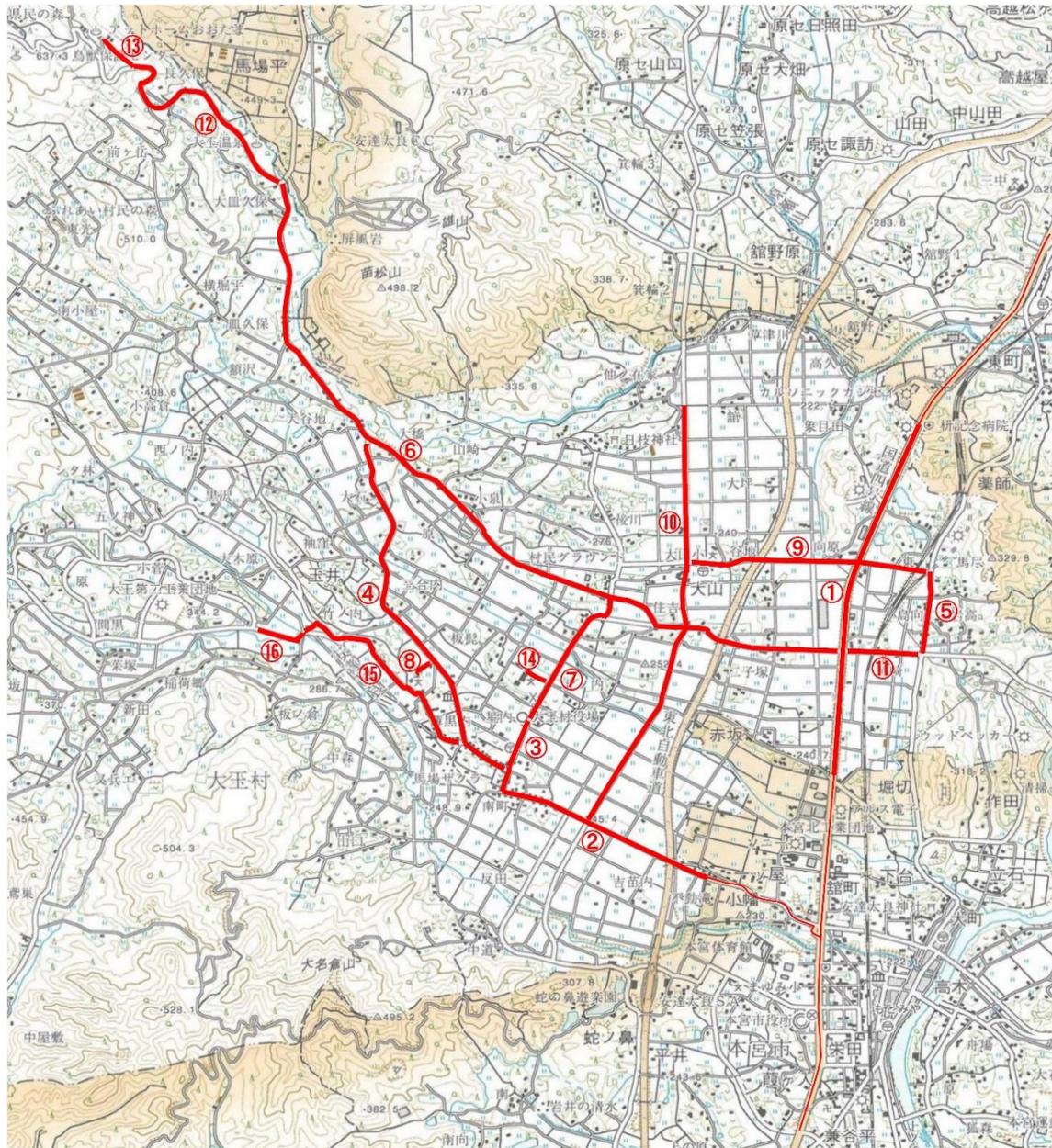
表 7 地域防災計画で指定される緊急輸送路

種 別		図 3 No.	路線名等	備 考
緊急輸送路	県指定路線	①	国道 4 号	第 1 次確保路線
		②	一般県道石筵本宮線+大橋五百川停車場線 (国道 4 号-村道町宮ノ前線)	第 2 次確保路線
		③	村道町宮ノ前線 (一般県道大橋五百川停車場線-大玉村役場)	第 2 次確保路線
	村指定路線	④	一般県道大橋五百川停車場線 (村道町宮ノ前線-県道本宮土湯温泉)	
		⑤	一般県道須賀川二本松線 (村道神原田馬尽線-村道大山松沢線)	
		⑥	主要地方道本宮土湯温泉線 (国道 4 号-村道安達太良線)	
		⑦	村道町宮ノ前線 (大玉村役場-県道本宮土湯温泉線)	
		⑧	村道大壇線 (県道大橋五百川停車場線-玉井小学校)	
		⑨	村道神原田馬尽線 (県道須賀川二本松線-村道町尻当地内線)	
		⑩	村道町尻当地内線 (県道石筵本宮線-北部ふれあいセンター)	
		⑪	村道大山松沢線 (国道 4 号-県道須賀川二本松線)	
		⑫	村道安達太良線 (県道本宮土湯温泉-アットホームおおたま入口)	
		⑬	村道アットホームおおたま線 (村道安達太良線-アットホームおおたま)	
		⑭	村道的場 4 号線 (村道町宮ノ前線-大玉中学校)	
		⑮	村道竹ノ内寺久根線 (県道大橋五百川停車場線-県道石筵本宮線)	
		⑯	県道石筵本宮線 (村道竹ノ内寺久根線-西部ふれあいセンター)	

表 8 避難路及び避難施設

避難路等	避難路	住宅等から避難施設に至る経路
	避難施設	大玉村地域防災計画により指定されている指定緊急避難場所及び指定避難所等の施設

図3 地域防災計画で指定される緊急輸送路位置図



第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは、発生のおそれのある地震の概要、地震による揺れやすさ、地盤の液状化、地域における建物倒壊の危険度等及び地域防災計画で指定される緊急輸送路、避難場所等を示すことにより、建築物の所有者等の意識啓発や日頃から地震に対する備えを促すための重要な資料となります。

村では、平成17年に内閣府で作成した「地震防災マップ作成技術資料」に基づき、「大玉村地震防災マップ」を平成22年8月に作成し、村内全戸に配布を行うなど住民の防災意識の啓発、向上に取り組んできました。

しかし、東日本大震災の発生に加え、近年発生している地震による被害状況や社会情勢等の変化に対応するため、地震防災マップの更新、改定について、今後、検討していきます。

2 相談体制の整備

建設課を建築相談窓口とし、福島県や福島県耐震化・リフォーム等推進協議会等と連携しながら、耐震診断・耐震改修の申し込みや各種補助事業の情報提供や申請の他、村民からの建築に関する相談全般に応じることできるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な件は県北建設事務所建築住宅課、日常からの備えとしての家具の転倒防止等、災害予防全般については県生活安全環境部や県北振興局県民生活課、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター、建設工事紛争処理担当課及び福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携して相談に応じます。

3 パンフレット等の活用

福島県や関係団体が耐震診断・耐震改修の概要及び支援制度をまとめた各種パンフレットや広報パネル等は、村のホームページや広報誌等の掲載や村主催のイベントでのパネル展示など、耐震化に関する情報を発信します。

また、住宅月間、建築物防災週間、違反建築物防止週間などの機会を通じてパンフレット等を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に取り組みます。

4 地域、関係部局等との連携

村は地域の行政区や地域活動と連携を図りながら、地震防災対策の普及啓発を行い、耐震化の促進や危険なブロック塀の撤去改善等を推進していきます。

また、教育委員会と連携し、通学路沿道のブロック塀の設置状況等を把握していくとともに、福島県と合同で実施しているブロック塀等の点検を継続しながら、ブロック塀等撤去改善支援事業の普及啓発に努めていくことにより、既存ブロック塀等の安全性の確保を図っていきます。

さらに、役場内の関連部局と連携、情報の共有を図ることにより、村内建築物の耐震化促進につなげていきます。

第5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 福島県及び関係団体等との連携

福島県が建築物等の地震対策の推進を図る目的で設置した「福島県建築物地震対策連絡会議」などに参加し、県や自治体間で情報交換を行い、連携しながら耐震化事業を推進します。

また、住宅・建築物の耐震化やリフォーム等を推進するため平成21年度に設立された「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」と連携し、耐震リフォームに関する相談等に対応することにより、民間建築物の耐震化の促進に関する効果的な啓発活動に努めます。

2 その他

本計画は、耐震化に係る取り組みの進捗状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めます。